



宮崎県公報

令和7年12月11日(木曜日) 第671号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

頁

規則

○宮崎県財務規則の一部を改正する規則 (財政課) 1

告示

○指定一般相談支援事業者の指定(2件) (障がい福祉課) 1

○保安林の指定(2件) (自然環境課) 2

○保安林の指定予定 (〃) 2

○保安林の指定の解除予定 (〃) 2

○道路の区域の変更(2件) (道路保全課) 3

○道路の供用の開始(3件) (〃) 3

公告

- 建築士免許の取消し (建築住宅課) 4
- 企業局企業管理規程
- 企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程 4
- 病院局企業管理規程
- 病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程 4
- 選挙管理委員会告示
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 5
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 5
- 海区漁業調整委員会指示
- 漁業法に基づく指示(2件) 5

規則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第65号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入札の公告)	(入札の公告)
第120条 一般競争入札に付しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、掲示その他の方法で公告しなければならない。ただし、工事の請負については、入札期日の前日から起算して建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に定める期間前にしなければならない。	第120条 一般競争入札に付しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、掲示その他の方法で公告しなければならない。ただし、工事の請負については、入札期日の前日から起算して建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第5条の9に定める期間前にしなければならない。
2 [略]	2 [略]
(入札者への通知)	(入札者への通知)
第135条 前条の規定により入札者を指名したときは、第121条に規定する事項(同条第2号に掲げる事項を除く。)を入札期日の前日から起算して少なくとも7日前に入札者に通知しなければならない。ただし、工事の請負については、入札期日の前日から起算して少くとも建設業法施行令第6条に定める期間前にしなければならない。	第135条 前条の規定により入札者を指名したときは、第121条に規定する事項(同条第2号に掲げる事項を除く。)を入札期日の前日から起算して少なくとも7日前に入札者に通知しなければならない。ただし、工事の請負については、入札期日の前日から起算して少くとも建設業法施行令第5条の9に定める期間前にしなければならない。
2 [略]	2 [略]

附則

この規則は、令和7年12月12日から施行する。

告示

示

宮崎県告示第812号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の19第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者の指定をした。

令和7年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定一般相談支援事業所		指定一般相談支援事業者		指定期年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
4530300021	宮崎県障害児・者そだんサポートセンターはまゆう	延岡市恒富町4丁目66番2	社会福祉法人高和会	延岡市北方町角田丑1369番地35	令和7年12月1日

宮崎県告示第813号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の19第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者の指定をした。

令和7年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定一般相談支援事業所		指定一般相談支援事業者		指定期年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
4530400011	そだんサポートセンターなみ	日南市大字風田3585番地	社会福祉法人つよし会	日南市大字風田3585番地	令和7年12月1日

宮崎県告示第814号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 日南市大字吉野方字下ヘゴノ谷9313、字河原田9370

2 指定の目的 水源の涵養 かんよう

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第815号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 日南市大字宮浦字釣定4403-1

2 指定の目的 水源の涵養 かんよう

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第816号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字マタエ4331-1(次の図に示す部分に限る。)、4331-2、4343、4344-1、字日ノ平4570-1、字丸尾4596-1

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第817号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により

宮崎県公報

令和7年12月11日(木曜日) 第671号

、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和7年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 解除予定保安林の所在場所 東臼杵郡諸塙村大字七ツ山字小向エ8795-3・8840-5・8843-1・8843-3 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塙村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 818号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年12月11日から同年同月25日まで宮崎県国土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
207	県道	岩戸延岡線	延岡市北川町川内名字ゴミ10594番1地先から同市同町川内名同字10603番2地先まで	旧	6.8~13.0	75.3
				新	6.8~19.1	75.3

宮崎県告示第 819号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年12月11日から同年同月25日まで宮崎県国土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
417	県道	牛之脛山田線	都城市夏尾町6495番18地先から同市山田町山田字大生6460番27地先まで	旧	5.4~18.4	411.6
				新	10.1~31.5	415.1

宮崎県告示第 820号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年12月11日から同年同月25日まで宮崎県国土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
16	県道	稲葉崎平原線	延岡市共栄町1番4地先から同市伊達町一丁目13番3地先まで	令和7年12月14日

宮崎県告示第 821号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年12月11日から同年同月25日まで宮崎県国土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
417	県道	牛之脛山田線	都城市夏尾町6495番18地先から同市同町6495番18地先まで	令和7年12月11日

宮崎県告示第 822号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年12月11日から同年同月25日まで宮崎県国土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
417	県道	牛之脛山田線	都城市夏尾町6495番18地先から同市同町6495番18地先まで	令和7年12月11日

公 告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和7年12月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 免許の取消しをした年月日

令和7年12月2日

2 免許の取消しを受けた建築士

(1) 氏名

松本潤明

(2) 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

(3) 登録番号

宮崎県知事登録第1126号

3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2の規定により、二級建築士が死亡した旨の届出があったため。

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和7年12月11日

宮崎県企業局長 松浦直康

宮崎県企業局企業管理規程第10号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程(平成14年宮崎県企業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入札の公告)	(入札の公告)
第109条 一般競争入札に付しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに掲示その他の方法で公告しなければならない。ただし、工事の請負については、入札期日の前日から起算して建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に定める期間前にしなければならない。	第109条 一般競争入札に付しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに掲示その他の方法で公告しなければならない。ただし、工事の請負については、入札期日の前日から起算して建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第5条の9に定める期間前にしなければならない。
2 [略]	2 [略]
(入札者への通知)	(入札者への通知)
第124条 契約担当者は、前条の規定により入札者を指名したときは、第110条に規定する事項(同条第2号に掲げる事項を除く。)を入札期日の前日から起算して、少なくとも7日前に入札者に通知しなければならない。ただし、工事の請負については入札期日の前日から起算して少なくとも建設業法施行令第6条に定める期間前にしなければならない。	第124条 契約担当者は、前条の規定により入札者を指名したときは、第110条に規定する事項(同条第2号に掲げる事項を除く。)を入札期日の前日から起算して、少なくとも7日前に入札者に通知しなければならない。ただし、工事の請負については入札期日の前日から起算して少なくとも建設業法施行令第5条の9に定める期間前にしなければならない。
2 [略]	2 [略]

附 則

この企業管理規程は、令和7年12月12日から施行する。

病院局企業管理規程

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和7年12月11日

宮崎県病院局長 吉村久人

宮崎県病院局企業管理規程第8号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入札の公告)	(入札の公告)
第102条 一般競争入札に付しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、掲示その他の方法で公告しなければならない。ただし、工事の請負については、入札期日の前日から起算して建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条	第102条 一般競争入札に付しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、掲示その他の方法で公告しなければならない。ただし、工事の請負については、入札期日の前日から起算して建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第5条

に規定する期間前にしなければならない。

2 [略]

(入札者への通知)

第117条 前条の規定により入札者を指名したときは、第103条に規定する事項（同条第2号に掲げる事項を除く。）を入札期日の前日から起算して、少なくとも7日前に入札者に通知しなければならない。ただし、工事の請負については、入札期日の前日から起算して少なくとも建設業法施行令第6条に規定する期間前にしなければならない。

2 [略]

附 則

この規程は、令和7年12月12日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年12月1日現在次のとおりである。

令和7年12月11日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,372人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	208,570人

宮崎県選挙管理委員会告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年12月1日現在次のとおりである。

令和7年12月11日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成合 修

宮崎市選挙区	108,930人
都城市選挙区	44,106人
延岡市選挙区	31,744人
日南市選挙区	13,482人
小林市・西諸県郡選挙区	13,984人
日向市選挙区	15,997人

の9に規定する期間前にしなければならない。

2 [略]

(入札者への通知)

第117条 前条の規定により入札者を指名したときは、第103条に規定する事項（同条第2号に掲げる事項を除く。）を入札期日の前日から起算して、少なくとも7日前に入札者に通知しなければならない。ただし、工事の請負については、入札期日の前日から起算して少なくとも建設業法施行令第5条の9に規定する期間前にしなければならない。

2 [略]

串間市選挙区

4,489人

西都市・西米良村選挙区

8,198人

えびの市選挙区

4,805人

北諸県郡選挙区

6,759人

東諸県郡選挙区

7,030人

児湯郡選挙区

17,940人

東臼杵郡選挙区

7,110人

西臼杵郡選挙区

4,951人

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第147号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、この宮崎海区漁業調整委員会指示は、令和12年12月31日をもって効力を失う。

令和7年12月11日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉田 照 豊

宮崎県児湯郡川南町及び高鍋町地先海面において、次のとおりまき餌の使用を禁止する。

1 禁止区域

児湯郡都農町・川南町界陸岸から117度の線と、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から117度の線とによって囲まれた海域。ただし、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から117度の線と児湯郡高鍋町大字北高鍋3485番地の日本電信電話株式会社の鉄塔と、高鍋町大字上江字飯長寺の金比羅山頂を見通す線とによって囲まれた水深30メートル以浅の海域は除く。

2 禁止期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

宮崎海区漁業調整委員会指示第148号

宮崎海区におけるさんごの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和7年12月11日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉田 照 豊

(採捕の制限)

1 宮崎海区において、あかさんご、ももいろさんご及びしろさんごの生体及び死骸（以下「宝石さんご」という。）を採捕してはならない。ただし、宮崎海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

（承認の対象者）

2 承認の対象となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しよ

<p>うとする者とする。</p> <p>(承認証の交付)</p> <p>3 宮崎海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付する。</p> <p>(承認証の携帯義務)</p> <p>4 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、3の承認証を携帯しなければならない。</p> <p>(承認の制限、条件の変更又は採捕の停止)</p> <p>5 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。</p> <p>(承認の取消し)</p> <p>6 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>(譲渡又は販売の禁止)</p> <p>7 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売してはならない。</p> <p>(意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止)</p> <p>8 承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。</p> <p>(採捕報告書の提出)</p> <p>9 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければならない。</p> <p>(取扱要領)</p> <p>10 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。</p> <p>(指示の有効期間)</p> <p>11 この指示の有効期間は、令和8年1月1日から令和12年12月31日までとする。</p>	
---	--